

# 令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、亀山市が、令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 委託業務名

令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託

## 2 業務目的

初婚年齢や未婚率が上昇し、晩婚化・未婚化が人口減少の大きな要因となっている社会背景を踏まえ、結婚を希望する市民等に出会いの機会を提供することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和2年2月28日（金）まで

## 4 業務概要

結婚を希望する市民等に対して、出会いの機会を提供するイベント（以下「イベント」という。）及び婚活のスキルアップ等に資するセミナー（以下「セミナー」という。）を実施すること。

また、イベントで成立したカップルに対して、円滑な結婚生活に繋がるフォローアップセミナーを実施すること。

## 5 業務内容

### (1) イベントの企画・立案・実施

#### ①対象

20歳以上の独身男女

#### ②募集人数

男女各15人程度

#### ③実施場所

亀山市内

※屋内外は問わないが、屋外の場合は荒天時でも実施可能な対策が取られていること。

※開催ごとに場所が変わってもよいが、亀山駅等の最寄り駅から離れた場所で実施する場合は、参加者の移動手段又は駐車場を確保すること。

#### ④実施回数

令和元年8月から令和2年2月中旬までの間に、2回実施すること。

#### ⑤その他

ア 亀山市の観光名所や特産物など、地域資源を有効に活用したものとする。

イ 参加する男女が交流する機会が少しでも多くなるような共同作業や体験、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。なお、会食については、各実施において必須と考えなくてもよい。

ウ 実施ごとの内容は異なってもよい。

## (2) セミナーの企画・立案・実施

### ①内容

結婚を希望する市民等が出会いの場を有意義に活用できるよう、婚活のスキルアップに資するとともに、仕事、子育て、お金に関する話等、結婚生活についての意識向上に資する内容とすること。

### ②対象

20歳以上の独身男女

### ③募集人数及び実施場所

イベントに同じ。

### ④実施回数

令和元年8月から令和2年2月中旬までの間に、2回実施すること。

※イベントと開催日が同じでもよい。

## (3) フォローアップセミナーの企画・立案・実施

### ①内容

イベントで成立したカップルの結婚に対する不安や疑問等を緩和するとともに、交際を支援し、円滑な結婚生活に繋がる工夫をすること。

例) 円滑な交際や結婚に繋がるテーマの講義、交際の雰囲気を経験してもらう実践的なセミナー

### ②対象

イベントで成立したカップル全員

### ③実施回数

令和元年8月から令和2年2月中旬までの間に実施するイベントごとに、1回ずつ実施すること。

#### 【イベント、セミナー及びフォローアップセミナーに係る共通事項】

※イベント等の男女の募集人数は、同数とすること。

※対象者が参加しやすいよう、日程、時間、場所等に配慮すること。

※対象者が参加したいと感じるような、訴求力がある企画とすること。

※イベント等の実施前に、当日の企画案、台本、配布資料等を作成し、提出すること。

※イベント等の実施前に、詳細について亀山市と協議し承諾を得ること。

## (4) アンケートの配布、回収及び集計結果報告

ア イベント等の参加者に対し、アンケートを実施すること。アンケートの内容は、亀山市と協議し承諾を得ること。

イ アンケート結果を集計し、適切にまとめた上で事業完了時に委託業務完了報告書とともに提出すること。

## (5) 参加者の募集案内及び問合せ対応等の事務

募集案内等に係る問い合わせ、苦情等に対応すること。

## (6) 募集・申込受付

ア 参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。

イ イベント等の実施前に、最終の参加予定人数等について亀山市に報告すること。

## (7) 広告宣伝

効果的に広告宣伝を行い、参加者の確保に努めること。

### ①チラシのデザイン作成、印刷及び配布

募集チラシ（A4版両面カラー）を作成し、配布すること。

### ②その他効果的な情報発信

ポスターやホームページその他可能な媒体で行うこと。

## 6 成果品等

### (1) 提出物

#### ①委託業務完了報告書：1部

#### ②委託業務実施記録及び関係資料等：1式

委託業務実施記録、募集チラシ（ポスター）、現場写真、結果報告（カップリング成立数等）、参加者アンケート分析結果、打合せ記録及びその他関係資料

#### ③②の電子データ（CD-Rに保存したもの）：1式

### (2) 提出期限

令和2年2月28日（金）

## 7 特記事項

### (1) 参加者の飲食代について

参加者の飲食代は、委託料に含まないものとする。

### (2) 参加料について

ア 参加料を徴収する場合は、参加しやすい料金設定となるよう配慮し、その徴収を行うこと。

イ 徴収する参加料は、イベント等の運営費用に充てるものとし、イベント等の運営費用から、参加料を除いた額の合計が業務委託料の限度額以下とすること。

ウ 参加料の金額については、イベント等の告知前に亀山市と協議し承諾を得ること。

### (3) イベント等の中止について

イベント等の中止の判断は、亀山市が行う。受託者は、イベント等に中止の恐れが生じた場合は、速やかに亀山市に報告して判断を仰ぐこと。なお、やむを得ずイベント等を中止した場合は、下記のとおり対応するものとする。

#### ①イベント等の中止が、受託者の都合に起因する場合

イベント等の中止までに要した経費は、全額受託者の負担とし、業務委託料から減額する。

#### ②イベント等の中止が、不可抗力（自然災害等）に起因する場合

ア イベント等の中止までに要した経費は、亀山市と受託者が協議の上、双方の負担金額を決定し、それぞれが負担する。

イ 中止したイベント等に係る経費の内、中止によって不要となった経費については、亀山市と受託者が協議の上、金額を決定し、業務委託料から減額する。

### (4) その他

別紙業務委託契約条項のとおり

## 8 その他

- (1) 本業務は、亀山市契約規則に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、団体所在地及び代表者、連絡担当者を明らかにし、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。  
また、受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、亀山市個人情報保護条例（平成17年条例第20号）及び個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。加えて、受託者自社事業での個人情報の使用は禁ずるものとする。
- (4) イベント等における参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うものとし、これらに伴うトラブルに関して亀山市及び受託者はその責任を負わないものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、節電、アイドルングストップなど省資源や省エネに努めるなど、環境負荷の軽減に十分配慮すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は本事項書に疑義が生じた場合は、亀山市及び受託者が協議の上、双方誠意をもって対応するものとする。